に、「第三条」を「第三条第一項」に、

第二百九十二条第一項第三号	第五号まで	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

を

第二百九十二条第一項第二号	第五号まで	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二百九十二条の十	法第百六十五条の六第二項に規定する	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百六十五条の六第二項
第二百九十二条の十一第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）

に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の項の次に次のように加える。

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	第十四条第三項	納税猶予分の所得税額並びに同法	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税額に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法第百三十七条の二第十三項	納税猶予分の所得税額を	所得税法第百三十七条の二第十三項（特別措置法第十八条第七項において準用する場合を含む。同号イにおいて同じ。）

第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項中

控除限度額（	

を

控除限度額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（	同法第二条第一項第五号
所得税法第二条第一項第五号	控除限度額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（

に、

所得税法第九十五条、	

を

並びに、	、特別措置法第十四条の規定並びに

に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定　平成二十八年一月一日

二　第三条に一項を加える改正規定、第五条第二項の改正規定及び同項第三号の次に一号を加える改正規定及び第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（第九十七条第一項第二号の規定（特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定

第十三条第一項の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項に次のように加える。

同条第一項	所得税法第百三十七条の二第一項
第百三十七条の三第十五項	第百三十七条の三第十五項（特別措置法第十八条第九項及び第十項において準用する場合を含む。同号ロにおいて同じ。）
なつた同条第四項	なつた所得税法第百三十七条の三第四項

第三条第二項	
相続等納税猶予分の所得税額を	相続等納税猶予分の所得税額（当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第十項（申告による納付等）（同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。）第八条第三項において同じ。）を

控除限度額（	